

【学位論文要旨および審査要旨】

氏 名：崔 正 勲
学 位 の 種 類：博士（国際関係学）
学位授与年月日：2015年9月25日
学位論文の題名：
冷戦体制崩壊以後における米朝間の緊張形成要因についての考察（1990-2013）－スパイラル・モデルの観点から－
審 査 委 員：中戸 祐夫（主査）
文 京 洙
李 鍾元（早稲田大学
大学院アジア太平洋研究
科教授）

<論文内容の要旨>

本論文は冷戦体制崩壊以後から2013年までの米朝間の緊張形成要因に着目し、米朝間の緊張形成の要因を理論的かつ実証的に考察するものである。理論的な分析枠組みについては、抑止モデルとスパイラル・モデルを比較しつつ、認知心理学アプローチに依拠した後者の妥当性を検証し、この分析枠組みに基づいて1990年から2013年における米朝関係を分析している。とりわけ、本論文では、米朝間の緊張形成は相互誤認による相手国の動機に対する認識のギャップが拡大することにあるという仮説を提示し、事例研究を通して検証している。

本論文は次のような構成となっている。まず、序章においてリサーチ・クエスションの提示と研究の意義を明確にし、第2章において抑止モデルを批判しつつ本研究の分析枠組みとしての「スパイラル・モデル」が提示される。そして、第3章から第7章の各章において、①第1次朝鮮半島核危機、②98－99年における緊張形成、③第2次朝鮮半島核危機、④6か国協議を巡る緊張の変化、⑤第3次朝鮮半島核危機－の5つの事例を検証した。終章においては、仮説の検証結果を要約しつつ、事例、理論、政策上の3つの観点から導き出されるインプリケーションを述べている。

<論文審査の結果の要旨>

本論文審査の結果は次のようにまとめられる。

第1に、本論文では、朝鮮半島をめぐる国際関係について、国際政治学の理論的枠組みを意識して理論的事例研究に取り組んだという点で学術的な意義があると評価された（李委員）。とくに、日本における朝鮮半島の地域研究においては、具体的な実態の解明や歴史的な記述が多い中で、本研究は理論的な事例研究というアプローチを採用している点で地域研究への新たな貢献が見られる。また、理論面においても、米国のとりわけ政策レベルでは、北朝鮮の対外行動を分析する際に抑止モデルがしばしば用いられるが、抑止モデルに依拠した代表的な研究者であるヴィクター・チャの議論を中心に批判的に検証して、本研究においては、ポスト冷戦期の米朝関係を分析する際には、合理性のみに依拠せずに認知心理学アプローチに基づくスパイラル・モデルを用いたという点で独自の立場を示していることが確認された（文委員）。

第2に、本研究では、冷戦体制の崩壊から現在にいたる米朝間の緊張形成要因を総合的かつ包括的に解明しようとする意欲的かつ野心的な研究であると評価された（李委員）。ポスト冷戦期の米朝関係および北朝鮮の対外行動に関しては、米国、日本、韓国を中心に膨大な研究蓄積があるが、とりわけ日本においては、何れも特定の時期を断片的に扱った研究がほとんどであり、ポスト冷戦期の四半世紀を一定の理論的な枠組みを用いて包括的に扱った研究は現在のところ見られない。その意味では、実証部分の深みや新たな知見の発見という点では物足りなさを感じざるを得ないが、四半世紀といった長期に及ぶ冷戦後の米朝関係について包括的に議論した意欲的な論考として評価された（審査委員会）。

本論文審査では主として、次のような疑問点や論点も提起された（李委員）。

第1に、本研究の理論面におけるオリジナリティがどこにあるのかという点である。つまり、ジャービスのスパイラル・モデルを用いて分析が

なされているが、これらは新しい理論モデルの構築なのか、あるいは、ジャービスのスパイラル・モデルと比してどこに独自性があるのか。

第2に、事例の区分が通常の区分とは異なるが、その根拠はどこにあるのか。たとえば、第2次核危機は通常2002年から03年と区分されるし、第3次核危機という区分は一般的ではない。

第3に、独立変数と従属変数の関係について必ずしも明確でない部分があるのではないかと。事例検証の結果をみると、実際には誤認がリアシユアランスプロセスの従属変数になっているのではないかと。同様に、理論的には第3イメージの分析を提唱しているが、実際にはアクターの変更によって説明されているのではないかと。たとえば、2000年から2003年や2009年の緊張形成プロセスはブッシュ政権の誕生や金正恩体制への継承プロセスの過程で生じたのではないかと。

これらの問いに対して、崔正勲氏の回答は次のようなものである。

第1に、本論文のスパイラル・モデルはジャービスの議論をベースに置きながらもJ.レヴィー、A.キッド、A.センなどの先行研究の成果に基づいて先制攻撃誘因が働くという合理性の変質プロセスを合理性の麻痺ではなく、合理性の弱体化の過程として捉えている点にある。

第2に、本論文ではアクター間の信念の変化を観察することで緊張形成要因を分析するために、緊張が形成される前の状況とその状況におけるアクターの認識がどのようなものであるかを明確にする必要がある。したがって、たとえば、第2次核危機の発生は確かに2002年からであるが、危機が醸成される前の状況から分析対象とし、また、第3次核危機については、リアシユアランスの欠如、北朝鮮の脅威認識、危機不安定性の浮上といった基準に基づいてそのように規定した。

第3に、スパイラル・モデルではあくまでもアナーキー下での誤認が緊張形成の要因であり、リアシユアランスプロセスは独立変数ではなく、KEDO（朝鮮半島エネルギー開発機構）の破綻もやはり誤認による相互認識作用の従属変数とし

て捉える。また、2000年からの緊張形成についてはブッシュ政権の誕生という国内要因ではなく、北朝鮮政策の見直しにともなう米朝間の不信から起因するものである。同様に、2009年における緊張形成もより北朝鮮の国内要因よりも重要な基準は6カ国協議の破綻として捉える。

その他、金融制裁は拡大的動機の具現化ではないのか、「余分な安全」の理解と定義、抑止政策の必要性、などについても議論がなされたが、抑止の必要性を認識しつつも緊張形成プロセスについては抑止モデルよりも認知心理学的アプローチが有効であること、「余分の安全」はアメリカの政策として捉えていること、そして、金融政策は対テロ戦争として位置づけており、北朝鮮のみを対象にしていないなどとの説明がなされた。

その他、「私的情報」は「当事国しか知りえない情報」、強要と強制という用語を混用しているために統一すること、といったいくつかの表現上の修正要求がなされた（李委員）。

公開審査会の質疑応答を通じて、以上のような疑問点や課題も指摘されたが、自らが構築した分析枠組みに即して回答をし、また、これらの指摘も今後の課題として克服できると認められることから、崔正勲氏が課程博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

<試験または学力確認の結果の要旨>

本論文の公開審査は、2015年7月10日（金）1時～2時30分まで恒心館723号教室にて行われた。当審査委員会は、崔正勲氏の学位請求論文の内容、公開審査会における報告および質疑応答を通じて、限られた時間のなかで国際政治学の理論の検討と分析枠組を構築し、5つの事例分析を通してその理論分析枠組みの有効性を検証するという試みに置いて一定程度成功していることを確認した。

審査委員会は、学位申請者が本学学位規定第18条第1項の該当者であり、論文内容および公開審査会での質疑応答を通じて、十分な学識を有し、博士論文に相応しい学力を有していることを

〈学位論文要旨および審査要旨〉

確認した。

以上のように、論文審査および学力確認の結果、
当審査委員会は、立命館大学学位規程第 18 条第

1 項に基づき、崔正勲氏に「博士（国際関係学
立命館大学）」の学位を授与することが適当である
と判断した。

【学位論文要旨および審査要旨】

氏 名：LEUNG, Ling Sze Nancy

学位の種類：博士（国際関係学）

学位授与年月日：2015年9月25日

学位論文の題名：

香港における少子化－永住者、「越境家族」、
「越境出産」をめぐる課題と展望－

審査委員：南川 文里（主査）

竹内 隆夫

原 俊彦（札幌市立大学

デザイン学部教授）

<論文内容の要旨>

本学位請求論文は、社会人口学の観点から香港の少子化を取り上げ、香港住民、移民、そしていわゆる「越境出産」が、少子化問題に与える影響を議論したものである。一つの国・地域の人口を議論する際、それは国民だけでなく、一時滞在労働者、永住権を持つ留外国人、永住志向の外国人など多様な背景を持つ人々が含まれる。そのため、その国・地域の少子化を判定する基準となる合計特殊出生率（TFR）も、その算定対象にどこまで含めるかによって影響を受ける。とくに中国返還以来「一国二制度」のもとにあった香港での少子化は、永住者を意味する「香港人」の出産だけでなく、呼び寄せ移民を含む「越境家族」による出産や、香港域内で中国本土出身者による「越境出産」など、多様なパターンをもとに考察することが求められる。本論文は、香港の出生登録データを用いて、移民や「越境出産」を含む、香港における各カテゴリーにおける出生動向を分析することで、香港の少子化の実態を明らかにすることである。このような分析は、今後の少子化政策を展望するうえでもきわめて重要である。

第1章では、香港の少子化の先行研究を検証し、香港の少子化問題の全体像、とくに居住人口にもとづいてTFRが算出されるようになった2003年以降の変化が十分に検討されていないことを示し、1997年から2012年までの出生登録デー

タの個票を用いた社会人口学的な分析視角を明らかにする。

第2章では、香港の人口成長および出生率低下の背景を考察する。香港の人口構造は第二次世界大戦後の不法移民の流入や急速な近代化によって変化してきたが、TFRは、1980年代以降に2.0以下に低下している。しかし、香港政府、返還後の香港政府も、これまで少子化について問題視せず、高齢化問題に関心を集めてきた。しかし、高齢化と少子化が連動した現象であり、少子化問題に取り組むことの重要性が示される。

第3章では、香港の出生率の構成要素から少子化の現状を分析する。香港ではTFRを算出する際の対象となる15歳から49歳の年齢層の女性に、さまざまな背景の人々が含まれる。2000年までは香港の人口統計は、その領域内にいたすべての人々を指す「現在人口」によって算出されてきたが、その後修正され、2005年以降は、外国人家事労働者を除く、「永住者」と「非永住者」を含む女性を対象とするようになった。1997年から2012年の出生数のうち、香港永住者による「香港人カップル」の子どもは全体の48%に過ぎず、一方が中国人である「越境家族」や「中国人カップル」の子どもがそれぞれ17%と20%を占めている。そのうち、「香港人」カップルの動向を分析すると、総じて出生力が弱く、晩婚化・晩産化が進行していること、香港でも第二子を出産する傾向が弱いことが明らかになった。

第4章では、主に「越境家族」の動向に注目し、香港への移民と少子化の関係について議論する。香港への移民のなかで、少子化問題との関係で重要なのは、結婚による呼び寄せ移民によって形成される「越境家族」である。越境家族の場合、妻が中国本土の住民であることが大多数を占め、年齢は夫よりも若い。そのため、呼び寄せ移民の移住と越境家族における出産は、香港の高齢化を遅延させる効果を有するが、「専業主婦」の割合が高く、労働力を補充する効果を期待することはできないことが示された。

第5章では、中国本土からの移動者が香港で出

産する「越境出産」の影響を考察する。香港での出生地主義の採用により、「越境出産」による香港居住権の獲得が可能になった。「越境出産」は、2001年から2012年までの総出生児数の25.8%を占め、出生数への影響は大きい。しかし、2005年以降、出生後5年以内に香港に止まらないケースが多く、香港の実質的な人口への影響は小さく、少子化への影響は大きくない。一方で、「越境出産」の子どもは香港の社会福祉サービスを受ける権利を持つため、中国本土に住んで香港の学校に通う「越境通学」者の数は増加しており、香港の教育制度への影響は無視できない。

第6章では、以上の考察を踏まえて香港の今後の少子化政策を展望する。TFRに影響が大きい香港人カップルへの対策としては、男女平等や仕事と育児の両立を促進する政策が求められる。一方で、近年の「越境出産」数の増加を考慮すれば、その子どもの香港への定住を支持するほか、「越境出産」をふまえた移民政策の改善のためには、その内実をより詳細に研究する必要があることを述べた。

〈論文審査の結果の要旨〉

論文審査の結果、審査委員会は、本学位請求論文を以下のように高く評価した。

少子高齢化は、先進諸国・地域に共通する社会的課題として、人口学、社会学、社会福祉学、政治学、経済学など複数の専門分野での研究が進んでいる。香港は、中国返還後、「一国二制度」という独特な政治制度のもとで、狭い地理的領域に人口が集中しているが、1980年代から人口置換水準を下回る状態が続き、2000年代には超少子化と呼ばれる問題に直面している。香港の特色は、中国本土からの人口移動を中心に、人口の流動性が高く、少子化問題と移住や人口の流動性が深く結びついている点にある。本学位請求論文は、香港における人口流動性と少子化問題の関連を明らかにするものであるが、このようなテーマ設定は、国境を越えた往来が活発なEU域内の諸地域など、人口移動が常態化する国や地域の分析にも重

要な示唆を与えるものであり、新しい研究領域を開拓するものである。とくに、「一国二制度」における独特な権利体系のもとで生じる「越境家族」や「越境出産」と呼ばれる現象に注目し、少子化への影響を考察した点は、他の研究にはない独創的な着眼点である。

本論文の理論的な貢献としては、少子化を判断する指標となる合計特殊出生率(TFR)を算出する際の基本的な問題点を指摘し、少子化問題のより実質的な分析のための考え方を提示している点が挙げられる。本論文によれば、香港におけるTFRは、算出する際の出生ケース、女性人口のコホートに、どのようなカテゴリーの人々を含めるかによって変化する。とくに、女性や子どもの移動が、実際の少子化状況に重要な影響を及ぼす可能性があることを指摘し、少子化の分析や政策立案のためにも、対象となる出産可能年齢にある女性の多様性を考慮し、各人口カテゴリーの動向を反映した取り組みが必要であることを明らかにした。このように、少子化をめぐる議論の前提を問いなおし、両親や家族の実質的な状況を適切に反映した少子化研究の必要性を提起した点は重要な貢献である。

本論文の実証的な分析についても高く評価できる。外部審査委員の原委員は、人口学の観点から、1997年から2012年にかけての出生登録データは、100万件を超えるサンプルによって構成される「ビッグ・データ」であり、本論文は同データを用いた先駆的な実証研究である点を評価した。個票データの解析によって、カテゴリー別の人口学的特徴や社会経済的特徴の分析が可能になり、このことで香港の少子化が生じる実質的な社会的メカニズムの解明が可能になった。各章では、いづれも、父母の出身地、移動経験、法的資格にもとづいて、詳細にカテゴリー化を行い、各カテゴリーの結婚パターンや出産行動だけでなく、学歴や職業的地位などの社会経済的特徴と結びつけ、その結婚や出産が香港社会に与えるインパクトを多角的に示すことに成功している。とくに、本論文での「越境出産」における性比の偏りの存在を

データで裏づけ、香港での出産と中国の一人っ子政策との関連を示したことは、社会学的、人口学的にも注目に値する発見である。質疑応答のなかで、竹内委員は、香港における家族法改革や家族観を考慮することの必要性を指摘するとともに、本研究が東アジアにおける家族政策・移民政策と少子高齢化との関係性の解明に結びつく点を評価した。

一方、今後の課題としては、本学位請求論文は出生登録データの分析に終始しているため、各カテゴリーにおける諸要因間の相関関係を示す社会統計学的な分析や、インタビュー等にもとづく質的研究によるアプローチとの融合が求められる点が挙げられた。しかし、本学位請求論文の類型化とその特徴の実証的分析は、既存の少子化をめぐる議論に十分に新しい知見を提供するものとなっている点では、3名の審査委員の評価は一致した。

最後に、博士論文としての形式的要件については、本文合計約24万字以上の字数であり、要件を満たしている。また、論文の構成についても、香港の少子化を分析するための人口カテゴリー別に各章が構成されており、全体として一貫した体系的構成となっている。注、文献リスト一覧についても、日本語・英語・中国語の文献について、それぞれ適切な様式で作成されている。

<試験または学力確認の結果の要旨>

2015年7月14日(火)10時30分～12時洋館967号にて、本論文の提出を受けて、公開審査会が行われた。審査会では、申請者による論文内容の概要の報告のあと、3名の審査委員による質疑応答が行われた。質疑応答では、各審査委員からの質問に対し、専門的な議論をふまえて適切な回答を得られた。具体的には、論文内の統計的発見についての技術的な質問に加え、家族法などの制度的変化や香港における家族観の変化をふまえた対策の議論の必要性が指摘された。また、今後の方向性として、出生登録データと他の社会経済的要因との相互連関の分析や、フィールドワークやインタビューにもとづく質的研究との接合などの可能性も示された。以上の課題は、今後の研究の発展性を示すものであり、本論文は、博士学位論文としての形式要件と学術的水準を十分に満たしていると判断される。

以上から、当委員会では、論文審査および質疑応答の結果、本学学位規程第18条第1項に該当することを確認し、LEUNG Ling Sze Nancy氏に、「博士(国際関係学、立命館大学)の学位を授与することが適当であると判断した。

【学位論文要旨および審査要旨】

氏 名：大 崎 巖
学 位 の 種 類：博士（国際関係学）
学位授与年月日：2015年9月25日
学位論文の題名：
ロシア政治における「南クリルの問題」に関する研究－ロシアから見た「北方領土問題」－
審 査 委 員：南野 泰義（主査）
龍澤 邦彦
岩下 明裕（北海道大学
スラブ・ユーラシア研究
所教授）

＜論文内容の要旨＞

大崎 巖氏の課程博士学位申請論文「ロシア政治における「南クリルの問題」に関する研究－ロシアから見た「北方領土問題」－」は、なぜロシア政府が第二次世界大戦後の国境線の変更は認めないという旧ソ連時代の姿勢を取り続けているのかという問題意識から出発するものであり、ロシアから「北方領土問題」を見るという観点から、これまでの研究の成果と課題を踏まえ、ソ連政府およびロシア政府の公文書、公式見解、政府関係者の発言録などから公式論理を丹念に解析し、その論理構造と変化を浮き彫りにすることを通して、ソ連・ロシアにとっての「北方領土問題」にかかわる言説的位相を明らかにしたものである。本論文の構成および各章の概要は、以下の通りである。

本論文の冒頭において、本論文における問題意識および研究課題として、次の3点が示されている。第1に、なぜソ連末期にゴルバチョフ大統領は「第二次世界大戦後の国境線の変更は許さない」という立場を取り続け、現ロシア政府は「南クリルの問題」を「第二次世界大戦の結果」という政治的イデオロギーの中に明示的に位置づけているのか。第2に、ソ連とロシア連邦において「第二次世界大戦勝利」という政治的イデオロギーはどのように変化し、どのように継続されているのか。

第3に、なぜそれはロシア政治にとって重要なイデオロギーとして位置づけられ続けているのか。これらの問いに回答を与えるために、本論文は、ロシアにおける「南クリルの問題」の政治的イデオロギー性を解明する鍵となると考えられるソ連政府およびロシア政府の公式論理の継続性と論理の構造に着目している。

第1章では、上記の問題提起を受けて、第1節では、日ロ間の領土問題を分析するためには、「南クリルの問題」を取り巻く政治的環境に関する考察を踏まえつつも、時間軸や指導者の変化の枠を超えたロシア政治の論理の特徴と構造を捉える必要があると主張している。第2節では、日ロ間の領土問題に関する研究状況をめぐる課題について、日ロ間の領土問題は、主題それ自体が政治的イデオロギー性を帯びており、政策論争に巻き込まれる可能性のある研究テーマであるがゆえに、「南クリルの問題」の政治的イデオロギー性そのものに焦点をあてる必要があるとしている。

第2章では、日本およびロシアにおいて行われてきた「北方領土問題」、「南クリルの問題」に関する先行研究についての整理が施されている。第1節において、日本における「北方領土問題」に関する先行研究について、学問的な客観性よりは研究者の政治的な立場性に比重がおかれている点に、そして日本政府の主張の正当性を客観的に検証し、「北方領土問題」が政治的に創り上げられた概念である点を指摘しつつも、「北方領土問題」の歴史学的分析に留まっている点に限界があるとしている。その上で、ロシアから見た『北方領土問題』という視点が必ずしも十分とは言えないことから、「北方領土問題」に関するロシア側の論理の特徴とその構造を分析することの必要性を強調している。第2節では、ソ連崩壊後のロシアにおける「南クリルの問題」に関する先行研究について、「南クリルの問題」の政治的作為性について不問にされているか、または政治的作為性の存在を認識しつつも、ロシアにおける「南クリルの問題」の政治的イデオロギー性そのものにアプローチする研究が弱い点に限界があるとしてい

る。そして、これらの先行研究の持つ課題を克服するためには、ロシア政府による政治的作為性に着目して、ロシアにおいて「南クリルの問題」が果たす政治的機能を軸とした分析を行う必要があるとの課題提起を行っている。

第3章では、第1節において、ロシアにおける「南クリルの問題」が果たす政治的機能を分析するための方法論の整理と概念規定が施されている。本論文では、「本研究の分析対象である「南クリルの問題」が有する政治的機能を分析する概念装置として「政治的神話」概念が位置づけられている。第2節においては、ゴルバチョフ政権が成立までの時期について、『日本年鑑』（1972 - 1988）を中心とした分析を通して、ソ連政府がいかなる共通の言説を利用し、「南クリルの問題」にどのような政治的な意味が付与されてきたのかを、国際情勢の変化の中に位置づけつつ分析している。ここでは、(1)「南クリルの問題」に対して、「ソ連はやむなく中立条約を破棄し、連合国の一員として軍国主義日本を壊滅させて第二次世界大戦を終結させ、軍国主義日本からアジア諸国民を『解放』し、結果としてクリル諸島は『解放』され、ソ連に『返還』された」という政治的な意味づけがなされていること、(2)そこにはソ連の外交政策の歴史的拠り所として、「第二次世界大戦の結果」が現在の国際秩序を創り上げているという認識が存在していることを明らかにしている。そして、ゴルバチョフ政権が成立した1985年以降においても、同様の意味づけがなされており、それゆえ「領土問題は解決済み」とする主張は「第二次世界大戦の結果」という言説によって正当化されてきたと結論づけている。

第4章では、ソ連崩壊後のロシアについて、第1期および第2期プーチン政権期に焦点をあて、クナーゼ元外務次官およびパノフ元駐日大使への聞き取り調査を踏まえ、「南クリルの問題」をめぐるロシア政府の公式見解の論理の構造について、政治的作為性という観点から分析を施している。そこで、第1期プーチン政権時代に、ロシア政府は「イルクーツク声明」により56年宣言

第9項の規定を容認しつつも、「南クリルの問題」は「第二次世界大戦勝利」という「政治的神話」の中に再び組み込まれ始め、第2期プーチン政権では、「南クリルの問題」は「第二次世界大戦勝利」という言説の中により明示的に位置づけられるようになったとしている。そして、「ロシア連邦市民の愛国心養成」国家プログラムの実施と相まって、国民統合の課題に結び付けられるようになったと分析している。その上で、愛国心養成という国内政策の遂行と日本との領土問題交渉の継続という矛盾が拡大するにつれて、ロシア指導部が自らの意志とは関係なく、日本との領土問題交渉を継続することが困難となるような政治的状況が生み出されたと結論づけている。

まとめにおいて示された本論文の主要な結論は次の通りである。第1に、「南クリルの問題」は、政治的創造物であるという点である。第2に、「大祖国戦争」・「第二次世界大戦勝利」なる言説は、ソ連崩壊後のロシア連邦においては、国民の再統合のために利用されており、ロシア政府にとって、「南クリルの問題」は、国家の一体性と正当性を担保し、ナショナル・アイデンティティを確保するという国家的な課題の一部を構成しているという点である。第3に、ロシアにおいては、「南クリルの問題」という政治現象の固定化が図られ、「第2次世界大戦勝利」なる政治的神話をローカルなレベルで強化するために利用されているという点である。第4に、「南クリルの問題」は、ロシア政治の原理・原則やソ連時代および現代ロシアの日ロ領土問題に関する公式路線と日本側の主張との間に著しい乖離が生じており、ここに両国間の領土交渉そのものの困難さがあるという点である。

かくて、ロシア政治において、「南クリルの問題」は国民統合や国家保全のためのナショナリズムを推進していくような役割を果たしており、それゆえ「大祖国戦争」・「第二次世界大戦勝利」という「政治的神話」の一部として「南クリルの問題」が国家の一体性と正当性を担保し、ナショナル・アイデンティティを確保するという国家的な課題の

一部分を構成するものとなっていると結論づけている。

〈論文審査の結果の要旨〉

大崎 巖氏の課程博士号学位申請論文「ロシア政治における「南クリルの問題」に関する研究－ロシアから見た「北方領土問題」－」は、ロシア政治における政治的作為性を軸とした本研究の議論を通して、日口における領土紛争研究に見られる政治的立場性およびイデオロギー的傾向を克服し、日口双方の主張に著しい乖離が生じている日口領土問題の本質とその現れ方を明らかにしている。公開審査会を含む審査過程において明らかになった特徴点および独創性は以下の通りである。

第1に、本研究は、「南クリルの問題」をロシア側からの視点で捉え、かかる問題をめぐる主張がどのように変化してきたのか、またその論理において継承されてきたものはなにか、そして、どのように政治イデオロギー化されてきたのかを歴史的に分析したものであり、一貫した体系性を持つ研究である。第2に、かかる問題は、第二次世界大戦終了以降継続している問題であり、形式的にせよ日口間での戦争状態を終了させる意味を持つ講和条約の締結を阻んでいる最も重要な問題である。それゆえに、この問題の研究は、意図的であるか否かに関わらず、政治的立場性を帯びてしまう傾向がある。しかし、本研究は、日口双方の主張に著しい乖離が生じている日口領土問題の本質に迫り、高度に政治的な問題である日口間の領土問題を相対化し、かかる問題を学問的な議論のもとに置くことに成功している。第3に、1970年代から80年代における公式ないしは準公式的な見解や主張のなかにある論理の連続性を掘り起こすことで、「第2次大戦の結果」なる政治的神話がソ連・ロシアの政治外交をめぐる議論のなかで強い規程性を持っていた点を明らかにしている。したがって、本研究は、日口間の紛争研究に見られる政治的立場性およびイデオロギー的傾向を克服し、問題の本質とその現れ方を解明している点で、かかる問題をめぐる従来の研究の弱点を

乗り越え、新しい論点の提起にも成功していると言える。第4に、かかる研究対象に関する先行研究に多く見られた日口両者の主張を比較考量する方法ないしは一方の当事者の政策を擁護するものとは異なり、学問的観察者として、一貫してロシアの主張にウェイトを置き、その変化を捉えつつ、かかる問題のイデオロギーの本質に迫ろうとしこれに成功している点で、従来の研究に対して、本研究の特徴と独創性が認められる。

2015年7月9日（木）の公開審査会において、学外審査委員の岩下明裕副査（北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター教授）より、ロシアの公式見解について資料を丹念に分析し、南クリルの問題にロシアにおける政治的神話を位置づけようとする試みはたいへん興味深い研究であるとした上で、①「南クリルの問題」が国際法を超える問題であることの意味について、②ロシアにおける「南クリルの問題」をめぐる言説と「第2次大戦勝利」という言説はどちらが主であり従であるのか、その関連性について、③90年代のロシアにおいて、スターリン時代と冷戦時代の自国史をめぐる政治的な言説を解体しようとした時期があったが、それとの関係で「東京宣言」や「川奈会談」をどう評価するのかとの質問がなされた。また、龍澤邦彦副査から、なぜ南クリルの島々がこれほど重要性を持つようになったのかとの質問がなされた。これらの質問について、(1)かかる問題がロシアのナショナル・アイデンティティーのあり方と密接に関わる問題として存在しており、国際法的な考え方からのみでは十分に捉えきれないこと、(2)ロシアの公式見解の論理構造からして、「第2次大戦勝利」という言説のもとに「南クリルの問題」に関わる言説が位置づけられていること、(3)「東京宣言」および「川奈会談」の評価をめぐっては、日本政府の動向とそれに対するロシア政府の反応という枠組みの中で把握する必要があり、今後の研究課題であること、(4)「南クリルの問題」は「第2次大戦勝利」なる政治的神話を極東地域のローカルなレベルで強化するために利用されていることなど、適切かつ明快な回

答がなされた。

学外審査委員の岩下明裕副査の所見は以下の通りである。

本論文はソ連・ロシアの日本に関わる公式資料を丹念に読み解き、その論理構造と変化を浮き彫りにすることを通して、ソ連・ロシアにとっての「北方領土問題」にかかわる言説的位相を明らかにした。またベレストロイカから、新生ロシアのエリツィン期、昨今プーチン期に至るその言説の変化については、公開資料のみならず、外交当局者やこれと密接な研究者群に丹念にインタビューすることで多くの新たな知見を見出し、日本における旧来の「北方領土問題」をめぐる研究に貢献をなしたと言える。特に、「北方領土問題」の言説を「第2次世界大戦の結果やソ連の勝利」という文脈のなかで位置づけ、その相関関係による分析は興味深い。日本の先行研究者のなかには、プーチンの2005年の発言をもって、ロシアが「北方領土問題」を「第2次世界大戦の結果」と結び付けた画期とする分析もあるが、大崎氏の研究はその起源がソ連時代、とくに1970年代から80年代における公式の、あるいは準公式的な見解や主張のなかにあるとし、その連続性を強調することで、「第2次世界大戦の結果」がよりソ連・ロシアの政治外交をめぐる議論のなかで強い規程性を明らかにし、先行研究を乗り越えているとみなせる。もとより、この整理は新生ロシア初期の、「冷戦に勝利したロシア」「スターリン主義を乗り越えようとするロシア」という新たな言説的枠組との整合性をどのようにとるかという課題を提起しているが、大崎氏の論文はクナツェヤやコーズイレフなどの議論をフォローすることで適切な目配りは読み取れよう。

「第2次世界大戦の結果」を軸とするソ連の言説空間は、本来、ヨーロッパの国境線を動かさないというソ連の安全保障の根幹にかかわるものと思われるが、東欧革命とソ連解体による境界変動、さらにはアブアジア、南オセチアの独立、ロシアのクリミア併合などによるポスト冷戦境界そのものの最修正と続く一連の事態において、どの程度、

説得力をもつのかについて広い文脈で再考する必要がある。その作業を通じて、むしろ何故、対東アジア、とくに対日本国境、つまりロシアにとっての「南クリル問題」において、この言説が意味をもつのがより明確になる。これによって一見、「戦争の結果」というあたかもソ連時代に回帰したかのように思われる表現の新たな意味構築の深度を読み解くことが可能となろう。書籍化に向けて、これらの分析の積み重ねにより、本論文はさらに精度の高いものとなり、その価値と学問的寄与が高まると確信する。

龍澤邦彦副査より示された所見は以下の通りである。

大崎氏の博士論文に関して、若干の意見を伏すと、本論文の分析の基本になっている大祖国戦争勝利という政治的神話に関して、戦争の性質が欧州でのドイツに対するものと、極東での日本に対するものとは、中立条約無視の点に関して、受動的と能動的という意味において、戦争の質が異なり、日本に対するものは、国際法的にも正当性の根拠を欠いていると考えられる。この点に関しては、ソビエトは、シムシユ島以外ではほとんど抵抗を受けずに民間人に対する暴行を含む戦争犯罪を行いつつ、侵攻したという事実があり、これについての日本側からの反論に対してのロシア側の答えは、どのようなものが用意されているのか興味が湧く所である。第二に、ロシアにとって、小さな領土に過ぎない北方諸島は、日本との講和条約による通常の間接関係を犠牲にしても、死守するほどの意味を持つのか、世界規模での政治関係の文脈において、安全保障及び経済的視点からの分析が若干必要であろう。なお、これらの点は、大崎氏がこの論文を著書にする際に検討されるべき点であって、これらの点が明確でないということを持って本論文の意義が損なわれるものではない。

審査委員会は、南野泰義（主査）、龍澤邦彦（立命館大学国際関係学部教授）、岩下明裕（北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター教授）の3名による審査に加え、2015年7月9日（木）11

〈学位論文要旨および審査要旨〉

時 00 分より 12 時 30 分まで、諒友館第 851 号教室において公開審査会を実施し、本人からの報告を基に上記の通り忌憚のない意見交換や質疑応答を行った。公開審査会の質疑応答を通じて、なお発展させるべき論点は残されているものの、審査会で指摘された諸点はいずれも今後の研究過程で十分に克服できると認められることから、大崎巖氏が課程博士学位に相応しい能力を有することを確認した。その結果を踏まえ審査委員会は一致して、本論文が課程博士学位を授与するに相応し

いと結論に達した。

〈試験または学力確認の結果の要旨〉

本論文の提出者は、本学学位規程第 18 条第 1 項の該当者であり、論文内容および公開審査会での質疑応答を通じて、本論文提出者が十分な学識を有し、課程博士学位に相応しい学力を有していることを確認した。以上の諸点を総合し、本論文提出者に対して「博士(国際関係学 立命館大学)」の学位を授与することを適当と判断する。

【学位論文要旨および審査要旨】

氏 名：REN, Mu

学位の種類：博士（国際関係学）

学位授与年月日：2015年9月25日

学位論文の題名：

The Principle of Non-intervention in China's Foreign Policy in the Post-Cold War Period
ポスト冷戦における中国の外交政策について：不干渉原則を中心に

審査委員：中戸 祐夫（主査）

中川 涼司

高原 明生（東京大学法学部・大学院法学政治学研究科教授）

<論文内容の要旨>

不干渉原則は中国にとっては、国際社会の規範であるだけでなく、反植民地時代の歴史的経験を通過して形成された価値を内包している。中国の不干渉原則は国家間関係の維持と中国の国内秩序の維持の双方の面において有効な道具として機能してきた。したがって、中国は国際社会において他国内政には干渉しないとする不干渉政策を基本原則としてきたが、国際環境の変化や中国の台頭にもよって、不干渉政策の維持が中国の国益と必ずしも一致しない状況が生じてきた。こうした状況のなかで、本論文は、中国の不干渉原則が中国外交に果たす役割、また、不干渉原則が中国外交に与える影響とその限界を分析することを通して、中国政府が不干渉政策を実施し続ける要因と不干渉政策に基づいた中国外交の意志決定プロセスの解明を目的とした研究である。とりわけ、本論文では、中国の外交政策が不干渉原則からかい離する程度は、国際社会からの圧力と機会によって決定され、この圧力と機会が中国国内秩序の脆弱性にもたらしうる潜在的な影響に対する中国の認識によって、中国の具体的な外交政策が規定されると論じている。

本論文は次のような構成となっている。

まず、序章において研究背景、研究課題、研究方法を提示し、第1章で内政不介入に関する理論的な整理を行った。次に、第2章では中国の不干渉政策を分析する理論的分析枠組みを提示するとともに、事例研究をする際の類型化がなされている。そして、第3章から第5章までで9つの事例を扱って、第2章で構築した理論的な分析枠組みに基づいて分析を行っている。とくに、第3章では、協調的対応の事例として湾岸戦争、アフガニスタンの反テロリズム、北朝鮮の核・ミサイル問題への対応を事例として扱っている。第4章では、ロシアのクリミア問題、リビアへの人道的介入、ダルフルへの人道的介入への事例が検証されて、中国が事実上介入を認めた事例が挙げられている。第5章においては、内政介入への反対を行った事例として、コソボ、シリア、ジンバブエの事例が分析されている。以上の事例分析を通して、終章においては、本論文の要約と事例研究および理論分析から導かれるインプリケーションを提示している。

<論文審査の結果の要旨>

本論文審査の結果は次のようにまとめられる。

第1に、本論文は国際政治学（国際関係論）および外交政策論に関する主要理論をサーベイし、本研究で取り上げた事例を分析するのに適切と思われる独自の理論的枠組みを構築したという点に学術的意義があると評価された。とくに、本研究では、ネオクラシカル・リアリズムと英国学派の考えをとり入れた折衷論的なアプローチをとって因果関係を明確にし、中国の対外政策を体系的に説明するための分析枠組みを提起した点で独自性を有している（審査委員会）。

第2に、本論文では3章にわたって9つのケーススタディを実施し、とりわけ、国連安保理における中国の投票行動の分析を通して中国の不干渉政策には実際にはいくつかのパターンがあることを解明している点が確認された。中国は建前としては一貫して不干渉政策を掲げているが、国連安保理における投票行動の分析を通して中国の対応

を詳細に類型化することで実際には多様な形態をとっていることを明らかにしており、ケーススタディとしての数も多く、議論としても厚みのあるものとなっていると評価された（高原委員）。

第3に、以上のようなプロセスを通して、本論文は中国の不介入政策の実質的な変化がいかなる状況において、いかなる意味で発生しているのかを解明することで、中国の対外政策を理論的かつ体系的に分析した点で学術的には大きな意義があると評価された（審査委員会）。とりわけ、現在の国際社会において大きな注目を集めている中国の対外政策においては、西側諸国ではリアリスティックな視点を、また、中国の政策当事者や専門家においては規範的な側面を強調する傾向がある一方で、本研究は何れの要素をも意識した理論的枠組みを用いて中国外交の因果メカニズムを体系的に解明しようとした点は高く評価された（中川委員）。

本論文審査では以上のような評価がなされたが、同時に、次のような課題や問題点も指摘された。

第1に、中国の政策過程分析が非常に困難であるという事情は良く理解できるものの、本論文で構築された理論的分析枠組みをサポートする政策過程の実証が必ずしも十分ではないという点である（高原委員）。とくに、外的圧力に対する中国の認識がどのようなものであるかを十分にサポートする根拠が提示されていないままに、中国の対外認識が記述されており、より厳密な実証研究が求められる点が指摘された（審査委員会）。

第2に、本研究では、中国の不介入政策という規範的要素を取り入れるために、ネオクラシカル・リアリズムだけではなくて英国学派の視点を用いて分析枠組みを構築しているが、実際の分析には英国学派の視点が十分に反映されていない点（中川委員）、また、冷戦後の中国の発展と国力の伸長、NATOの新戦略概念提示後の国際規範の変容が中国の不介入原則にどのような影響を及ぼしているのかといったダイナミックな事態の展開について議論が十分になされていない点について指摘がされた（高原委員）。

第3に、事例の選択と類型化の根拠についてより明確な基準に基づいて提示する必要がある点が指摘された（中川委員）。本論文では中国の対応の仕方に応じて事例の類型化がなされているように見られるが、実際の質疑応答では、中国は同じ事例においても多様な対応を取っており、実際には中国の対応に基づく厳密な類型化が困難である点も指摘された。

最後に、英語はノンネイティブスピーカーとしては概ね十分な水準に達成しているが、完成度を高めるために、より厳密な記述が求められる点が指摘された。若干、用語として不適切な表現やスペルミスが見られた（高原委員）。

公開審査会の質疑応答を通じて、以上のような課題や問題点は指摘されたが、これらは今後の課題として克服できると認められることから、Ren Mu氏が課程博士学位に相応しい能力を有することが確認された。

〈試験または学力確認の結果の要旨〉

本論文の公開審査は、2015年7月11日（土）1時～2時30分まで恒心館729号教室にて行われた。

当審査委員会は、Ren Mu氏の学位請求論文の内容、公開審査会における報告および質疑応答を通じて、限られた時間のなかで国際関係理論の検討と分析枠組みを再構築し、9つの事例分析を通してその理論分析枠組みの有効性を検証するという試みに置いて一定程度成功していることを確認した。

審査委員会は、学位申請者が本学学位規定第18条第1項の該当者であり、論文内容および公開審査会での質疑応答を通じて、十分な学識を有し、博士論文に相応しい学力を有していることを確認した。

以上のように、論文審査および学力確認の結果、当審査委員会は、立命館大学学位規程第18条第1項に基づき、Ren Mu氏に「博士（国際関係学立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断した。